

# Business News

第240号

三井住友海上経営サポートセンターでは、会員企業・法人の経営者の皆様から各種経営相談をお受けしています。また Business News を定期的にお届けして皆さまに各種経営情報をご提供いたします。本号は、社会保険労務士法人みらいコンサルティングの寄稿による「社会保険加入のポイント」シリーズの第2回（最終回）として、雇用保険についてご案内します。（狭義の「社会保険」には雇用保険は含まれませんが、本シリーズでは雇用保険も合わせて取り上げます。）

## 社会保険加入のポイント（2）雇用保険

今回は、雇用保険の加入要件についてご説明します。雇用保険というと、先ずは失業時の給付をイメージする方もいらっしゃると思いますが、近年は、働き続けることを支援する給付が拡充されています。育児や介護の休業時の給付や、60歳以降の給与減額を補てんする高年齢雇用継続給付、教育訓練給付等があります。雇用保険は従業員の皆さまの収入と密接に関連しますので、加入手続きに漏れ等があるとトラブルになる可能性があります。また、厚生労働省の雇用関係助成金は、人事制度の整備等に活用できる各種給付ですが、雇用保険に適切に加入している事業所が対象です。社内の対応に不足がないか、今一度のご確認をお勧めします。

### 1. 雇用保険が適用される会社

従業員を1人でも雇用する会社は、(法人・個人事業所を問わず)雇用保険が適用されます。雇用する従業員ごとに、加入要件を満たすか否かを確認しましょう。

### 2. 雇用保険の加入要件

次の(1)から(3)を満たす従業員は、雇用形態に関わらず加入が必要です。なお、健康保険・厚生年金保険と異なり、取締役や役員は原則として加入対象となりません。

- (1) 31日以上引き続き雇用されることが見込まれること
- (2) 1週間の所定労働時間が20時間以上であること
- (3) 学生でないこと

### 3. 雇用保険の加入についてのQ&A

Q1. 契約期間を20日として、契約を更新する場合がある旨を定めている従業員は、加入が必要でしょうか？

→契約期間が31日に満たないものの、契約を更新する場合がある旨を定めていることにより、「31日以上引き続き雇用されることが見込まれること」に該当します。その他の加入要件も満たす場合には、加入が必要です。

Q2. 65歳以上の従業員は、加入させなくてもよいのでしょうか？

→65歳以上であっても、加入要件を満たす方については、加入が必要です。以前は、65歳以上で新たに雇用された方は、雇用保険の対象外でしたが、法改正により平成29年1月1日以降、65歳以上の方も雇用保険の適用対象となりました(介護休業給付金などの支給対象となります)。なお、65歳以上の方の雇用保険料については、平成31年度まで徴収が免除されています。

Q3. アルバイト従業員の学生については、加入させなくてもよいのでしょうか？

→学生であっても、次のいずれかに該当し、その他の加入要件を満たす場合には、加入が必要です。

- (1) 卒業予定で、卒業後も引き続き雇用される予定の学生
- (2) 休学中の学生
- (3) 定時制、夜間、通信の課程に在学する学生

詳細は、厚生労働省HPをご覧ください。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/koyouhoken/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/koyouhoken/index.html)

(社会保険労務士法人みらいコンサルティング)

このニュースは三井住友海上経営サポートセンターの会員様に発信しております。 Eメール: [keiei\\_support@ms-ins.com](mailto:keiei_support@ms-ins.com)  
三井住友海上火災保険(株) 101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-9 TEL03-3259-1443/FAX03-3259-9398 URL <http://ms-keiei-support.com/>  
※三井住友海上では、外部専門家と連携し、企業・法人経営者の皆様へ有益な情報を提供しています。 18-ニュース-280